

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定状況

令和8年4月1日現在

大分類	小分類	地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	宅地造成等工事 規制区域 指定面積 (ha)	特定盛土等 規制区域 指定面積 (ha)	合計指定面積 (ha)	区域指定市町村等 (管内一円の場合は「全域」)
北海道	(A)	北海道	北海道告示第181号	令和7年4月1日	247,135	396,699	643,834	全域(北広島市,小樽市,富良野市,北見市,網走市,江差町,室蘭市,登別市,苫小牧市,白老町,安平町,厚真町,洞爺湖町,釧路市)
	(B)	札幌市	札幌市告示第1237号	令和7年4月1日	62,451	49,675	112,126	全域
	(C)	函館市	函館市告示第148号	令和7年4月1日	24,508	43,279	67,787	全域
	(C)	旭川市	市告示第206号	令和7年4月1日	31,262	43,504	74,766	全域
	小計				365,356	533,157	898,513	
青森	(A)	青森県	青森県告示第230号、第231号	令和8年4月1日	318,477	532,939	851,416	全域
	(C)	青森市	青森市告示第78号	令和8年4月1日	36,986	45,476	82,461	全域
	(C)	八戸市	八戸市告示第121号	令和8年4月1日	27,279	3,276	30,555	全域
	小計				382,742	581,691	964,432	
岩手	(A)	岩手県	岩手県告示第335号	令和7年5月23日	397,664	1,041,190	1,438,854	全域
	(C)	盛岡市	盛岡市告示第337号	令和7年5月23日	45,268	43,379	88,647	全域
	小計				442,932	1,084,569	1,527,501	
宮城	(A)	宮城県	宮城県告示第351号	令和7年5月23日	212,866	437,154	650,020	全域
	(B)	仙台市	仙台市告示第315号	令和7年5月23日	46,180	32,455	78,635	全域
	小計				259,046	469,609	728,655	
秋田	(A)	秋田県	秋田県告示第298号	令和7年5月26日	365,848	707,233	1,073,081	全域
	(C)	秋田市	秋田市告示第170号	令和7年5月26日	47,756	42,842	90,598	全域
	小計				413,604	750,075	1,163,679	
山形	(A)	山形県	山形県告示第349号	令和7年4月30日	262,810	631,660	894,470	全域
	(C)	山形市	山形市告示第50号	令和7年4月1日	27,247	10,911	38,158	全域
	小計				290,057	642,571	932,628	
福島	(A)	福島県	福島県告示第225号	令和6年3月26日	18,201	12,831	31,032	西郷村、矢祭町の全域
			福島県告示第392号	令和6年6月28日	27,996	2,537	30,533	白河市の全域
			福島県告示第539号	令和6年9月24日	532,028	509,016	1,041,044	全域（西郷村、矢祭町、白河市を除く）
	(C)	福島市	福島市告示第290号	令和6年9月1日	40,640	36,130	76,770	全域
	(C)	郡山市	郡山市告示第263号	令和6年9月1日	50,560	25,160	75,720	全域
	(C)	いわき市	いわき市告示第154号	令和6年9月1日	79,940	43,230	123,170	全域
	小計				749,365	628,904	1,378,269	
茨城	(A)	茨城県	茨城県告示第399号	令和7年4月1日	447,476	140,539	588,014	全域
	(C)	水戸市	水戸市告示第446号	令和8年4月1日	21,732	0	21,732	全域
	小計				469,208	140,539	609,746	
栃木	(A)	栃木県	栃木県告示第97号	令和7年4月1日	418,067	181,057	599,124	全域
	(C)	宇都宮市	宇都宮市告示第325号	令和6年10月2日	41,685	0	41,685	全域
	小計				459,752	181,057	640,809	
群馬	(A)	群馬県	群馬県告示第140号	令和7年5月26日	244,910	314,190	559,100	全域
	(C)	前橋市	前橋市告示第311号	令和7年5月26日	28,517	2,642	31,159	全域
	(C)	高崎市	令和7年高崎市告示第70号	令和7年4月1日	37,177	8,832	46,009	全域（境界未画定部分あり）
	小計				310,604	325,664	636,268	
埼玉	(A)	埼玉県	埼玉県告示第231号	令和7年7月1日	264,099	70,792	334,891	全域
	(B)	さいたま市	さいたま市告示第523号	令和7年5月26日	21,743	0	21,743	全域
	(C)	川越市	川越市告示第94号	令和7年5月26日	10,913	0	10,913	全域
	(C)	川口市	川口市告示第410号	令和7年5月26日	6,195	0	6,195	全域
	(C)	越谷市	越谷市告示第285号	令和7年5月26日	6,024	0	6,024	全域
	小計				308,974	70,792	379,766	
千葉	(A)	千葉県	千葉県告示第69号	令和7年5月26日	468,462	0	468,462	全域
	(B)	千葉市	千葉市告示第450号	令和7年5月26日	27,190	0	27,190	全域
	(C)	船橋市	船橋市告示第66号	令和7年5月26日	8,562	0	8,562	全域
	(C)	柏市	柏市告示第116号	令和7年5月26日	11,474	0	11,474	全域
	小計				515,688	0	515,688	
東京	(A)	東京都	東京都告示第852号	令和6年7月31日	162,448	29,244	191,692	全域
	(C)	八王子市	八王子市告示第224号	令和6年7月31日	18,638	0	18,638	全域
	小計				181,086	29,244	210,330	
神奈川	(A)	神奈川県	神奈川県告示第212号	令和7年4月1日	116,142	24,411	140,553	全域
	(B)	横浜市	横浜市告示第113号	令和7年4月1日	43,653	0	43,653	全域
	(B)	川崎市	川崎市告示第176号	令和7年4月1日	14,435	0	14,435	全域
	(B)	相模原市	相模原市告示第189号	令和7年4月1日	26,081	6,810	32,891	全域
	(C)	横須賀市	横須賀市公示第43号	令和7年4月1日	10,082	0	10,082	全域
	小計				210,393	31,221	241,614	
新潟	(A)	新潟県	新潟県告示第734号	令和7年7月18日	38,259	1,146,953	1,185,212	全域
	(B)	新潟市	新潟市告示第460号	令和7年7月18日	30,465	42,414	72,879	全域
	小計				68,724	1,189,367	1,258,091	
富山	(A)	富山県	富山県告示第210号	令和7年5月1日	137,495	163,731	301,226	全域
	(C)	富山市	富山市告示第153号	令和7年5月1日	37,087	87,083	124,170	全域
	小計				174,582	250,814	425,396	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定状況

令和8年4月1日現在

大分類	小分類	地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	宅地造成等工事 規制区域 指定面積 (ha)	特定盛土等 規制区域 指定面積 (ha)	合計指定面積 (ha)	区域指定市町村等 (管内一円の場合は「全域」)
石川	(A)	石川県	石川県第436号	令和7年1月1日	155,811	215,925	371,736	全域
	(C)	金沢市	金沢市告示第58号	令和7年4月1日	25,785	21,096	46,881	全域
	小計				181,596	237,021	418,617	
福井	(A)	福井県	福井県告示第318号	令和7年6月30日	87,626	276,297	363,923	全域
	(C)	福井市	福井市告示第193号	令和7年6月30日	23,701	29,917	53,618	全域
	小計				111,327	306,214	417,541	
山梨	(A)	山梨県	山梨県公告第92号	令和7年4月1日	162,530	263,282	425,812	全域
	(C)	甲府市	甲府市告示第166号	令和7年4月1日	11,254	9,993	21,247	全域
	小計				173,784	273,275	447,059	
長野	(A)	長野県	長野県告示第261号	令和7年5月26日	229,393	945,439	1,174,832	全域
	(C)	長野市	長野市告示第302号	令和7年5月26日	32,664	50,817	83,481	全域
	(C)	松本市	松本市告示第371号	令和7年5月26日	18,795	79,052	97,847	全域
	小計				280,852	1,075,308	1,356,160	
岐阜	(A)	岐阜県	岐阜県告示第515号	令和7年4月1日	286,570	755,202	1,041,772	全域
	(C)	岐阜市	岐阜市告示第649号	令和7年4月1日	20,360	0	20,360	全域
	小計				306,930	755,202	1,062,132	
静岡	(A)	静岡県	静岡県告示第799号の3	令和7年5月26日	250,950	229,796	480,746	全域
	(B)	静岡市	—	令和7年5月26日	31,277	109,916	141,193	全域
	(B)	浜松市	浜松市告示第181号	令和7年5月26日	55,919	99,892	155,811	全域
	小計				338,146	439,604	777,750	
愛知	(A)	愛知県	愛知県告示第256号	令和7年5月9日	233,107	83,116	316,223	全域（一部離島を除く）
	(B)	名古屋市	名古屋告示第167号	令和7年5月19日	32,646	0	32,646	全域
	(C)	豊橋市	豊橋市告示第389号	令和7年1月1日	26,191	0	26,191	全域
	(C)	岡崎市	岡崎市告示第137号	令和7年4月1日	27,626	11,094	38,720	全域
	(C)	一宮市	一宮市告示第170号	令和7年5月9日	11,382	0	11,382	全域
	(C)	豊田市	豊田市告示第440号	令和6年10月1日	47,069	44,763	91,832	全域
	小計				378,021	138,973	516,994	
三重	(A)	三重県	三重県告示第242号	令和7年5月26日	129,093	448,355	577,448	全域
	小計				129,093	448,355	577,448	
滋賀	(A)	滋賀県	滋賀県告示第145号	令和7年4月1日	188,000	109,000	297,000	全域
	(C)	大津市	大津市告示第102号	令和7年4月1日	34,990	2,469	37,459	全域
	小計				222,990	111,469	334,459	
京都	(A)	京都府	京都府告示第262号	令和7年5月1日	224,208	154,217	378,425	全域
	(B)	京都市	京都市告示第193号	令和6年6月6日	53,620	29,170	82,790	全域
	小計				277,828	183,387	461,215	
大阪	(A)	大阪府	大阪府告示第556号	令和6年4月1日	115,697	211	115,908	全域
	(B)	大阪市	大阪市告示第457号	令和7年4月1日	22,534	0	22,534	全域
	(B)	堺市	堺市告示第271号	令和6年7月1日	14,982	0	14,982	全域
	(C)	豊中市	—	令和6年4月1日	3,660	0	3,660	全域
	(C)	吹田市	吹田市告示第121号	令和6年7月1日	3,609	0	3,609	全域
	(C)	高槻市	高槻市告示第122号	令和6年4月1日	10,529	0	10,529	全域
	(C)	枚方市	枚方市告示第178号	令和6年4月1日	6,512	0	6,512	全域
	(C)	八尾市	八尾市告示第143号	令和6年4月1日	4,172	0	4,172	全域
	(C)	寝屋川市	寝屋川市告示第119号	令和6年4月1日	2,470	0	2,470	全域
	(C)	東大阪市	-	令和6年4月1日	6,178	0	6,178	全域
	小計				190,343	211	190,554	
兵庫	(A)	兵庫県	兵庫県告示第1140号	令和7年4月1日	325,254	385,547	710,801	全域
	(B)	神戸市	神戸市告示第660号	令和6年4月1日	55,702	0	55,702	全域
	(C)	姫路市	姫路市告示第186号	令和7年4月1日	33,792	19,643	53,435	全域
	(C)	尼崎市	尼崎市告示第42号	令和7年4月1日	5,070	0	5,070	全域
	(C)	明石市	明石市告示第188号	令和7年5月26日	4,941	0	4,941	全域
	(C)	西宮市	西宮市告示甲第273号	令和7年5月23日	10,018	0	10,018	全域
	小計				434,777	405,190	839,967	
奈良	(A)	奈良県	奈良県告示第59号	令和7年5月7日	126,840	214,560	341,400	全域
	(C)	奈良市	奈良市告示第156号	令和7年4月1日	27,694	0	27,694	全域
	小計				154,534	214,560	369,094	
和歌山	(A)	和歌山県	和歌山県告示第442号	令和7年5月26日	118,040	333,324	451,364	全域
	(C)	和歌山市	和歌山市告示第128号	令和7年4月1日	18,460	2,425	20,885	全域
	小計				136,500	335,749	472,249	
鳥取	(A)	鳥取県	鳥取県告示第608号	令和6年1月1日	3,195	270,975	274,170	全域
	(C)	鳥取市	鳥取市告示第648号	令和6年1月1日	2,211	74,320	76,531	全域
	小計				5,406	345,295	350,701	
島根	(A)	島根県	島根県告示第535号	令和7年10月1日	1,881	611,606	613,487	全域
	(C)	松江市	松江市告示第530号	令和7年7月1日	13,417	36,628	50,045	全域
	小計				15,298	648,234	663,532	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく規制区域の指定状況

令和8年4月1日現在

大分類	小分類	地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	宅地造成等工事 規制区域 指定面積（ha）	特定盛土等 規制区域 指定面積（ha）	合計指定面積 （ha）	区域指定市町村等 （管内一円の場合は「全域」）
岡山	(A)	岡山県	岡山県告示第167号	令和7年4月1日	169,883	426,256	596,139	全域
	(B)	岡山市	岡山市告示273号	令和7年4月1日	49,764	29,231	78,995	全域
	(C)	倉敷市	倉敷市告示第151号	令和7年4月1日	35,607	0	35,607	全域
	小計				255,254	455,487	710,741	
広島	(A)	広島県	広島県告示第1126号	令和5年9月28日	207,974	472,610	680,584	全域
	(B)	広島市	広島市告示第581号	令和7年4月1日	79,510	11,105	90,615	全域
	(C)	呉市	呉市告示第69号	令和6年4月1日	28,788	6,275	35,063	全域
	(C)	福山市	福山市告示第240号	令和6年4月1日	43,804	7,972	51,776	全域
	小計				360,076	497,962	858,038	
山口	(A)	山口県	山口県告示第227号	令和7年4月1日	191,134	348,439	539,573	全域
	(C)	下関市	山口県告示第228号 下関市告示第609号	令和7年4月1日	30,101	41,527	71,628	全域
	小計				221,235	389,966	611,201	
徳島	(A)	徳島県	徳島県告示第254号	令和7年5月1日	85,281	329,384	414,665	全域
	小計				85,281	329,384	414,665	
香川	(A)	香川県	香川県告示第214号	令和7年10月1日	85,528	64,606	150,134	全域
	(C)	高松市	高松市告示第649号	令和7年10月1日	283,230	92,310	375,540	全域
	小計				368,758	156,916	525,674	
愛媛	(A)	愛媛県	愛媛県告示第461号	令和7年5月23日	59,119	465,542	524,661	全域
	(C)	松山市	松山市告示第366号	令和6年10月1日	20,136	22,706	42,842	一部の無人島を除く
	小計				79,255	488,248	567,503	
高知	(A)	高知県	高知県告示第249号	令和7年4月1日	46,929	632,084	679,012	全域
	(C)	高知市	高知市告示第60号	令和7年4月1日	17,144	13,756	30,900	全域
	小計				64,073	645,840	709,912	
福岡	(A)	福岡県	福岡県告示第573号	令和7年10月1日	213,651	178,466	392,117	全域
	(B)	北九州市	告示第120号	令和7年4月1日	38,293	10,957	49,250	全域
	(B)	福岡市	告示第135号	令和7年5月26日	23,955	10,388	34,343	全域
	(C)	久留米市	久留米市告示630号	令和8年4月1日	195,860	34,104	229,964	全域
	小計				471,759	233,915	705,674	
佐賀	(A)	佐賀県	佐賀県告示第260号	令和8年1月5日	0	166,601	166,601	佐賀市、唐津市、鳥栖市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、嬉野市、神埼市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町、有田町、大町町、江北町、白石町、太良町の一部、玄海町の全域
	小計				0	166,601	166,601	
長崎	(A)	長崎県	長崎県告示288号	令和7年5月23日	81,617	248,327	329,944	全域
	(C)	長崎市	告示第468号	令和7年5月23日	18,493	22,093	40,586	全域
	(C)	佐世保市	告示第206号	令和7年5月23日	225,580	200,430	426,010	全域
	小計				325,690	470,850	796,540	
熊本	(A)	熊本県	県告示第261号	令和7年4月1日	167,400	534,454	701,854	全域（一部造成宅地防災区域を除く）
	(B)	熊本市	告示第184号	令和7年4月1日	33,500	5,500	39,000	全域
	小計				200,900	539,954	740,854	
大分	(A)	大分県	告示第224号	令和7年5月1日	132,327	451,504	583,831	全域
	(C)	大分市	大分市告示第246号	令和7年5月1日	32,110	18,130	50,240	全域
	小計				164,437	469,634	634,071	
宮崎	(A)	宮崎県	県告示第685号	令和7年5月1日	107,475	601,352	708,827	保全対象のない離島を除く
	(C)	宮崎市	告示第905号	令和7年5月1日	34,875	29,477	64,352	全域
	小計				142,350	630,829	773,179	
鹿児島	(A)	鹿児島県	県告示第116号	令和7年5月1日	189,065	674,790	863,855	全域
	(C)	鹿児島市	告示第468号	令和7年4月1日	34,639	20,122	54,761	全域
	小計				223,704	694,912	918,616	
沖縄	(A)	沖縄県						
	(C)	那覇市						
	小計							
合計				-	11,902,309	18,997,817	30,900,126	
地方公共団体数			指定済数					
都道府県（A）		47	46					
指定都市（B）		20	20					
中核市（C）		62	61					
合計		129	127					

【注意事項】

- 「小分類」は、(A)都道府県（(B)～(C)を除く。）、(B)指定都市、(C)中核市を表す。
- 該当ない場合は、「告示番号」欄に「-」を記入すること。
- 「施行年月日」について、「指定年月日」と「規制を開始した年月日」が異なる場合、「規制を開始した年月日」を記入すること。
- 「区域指定市町村等」欄には、管内一円の場合は「全域」と、当該市町村等の全域ではない場合は「〇〇市の一部」等と記入すること。
- 1つの地方公共団体で複数の告示を行っている場合は、行を追加して記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
札幌市	－	令和6年10月24日	①						⑦	①擁壁等に代わる措置を規定（細則第5条（1）） ⑦政令第10条に規定する間知石練積み造その他の練積み造の擁壁の構造の技術的基準を追加（細則第5条（2））
函館市	－	令和7年4月1日	①							①排水施設の管渠の勾配および断面積を決定する場合における計画流量の算定に用いる数値
宮城県	令和7年3月31日 宮城県規則第95号	令和7年5月23日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
仙台市	仙台市規則第67号	令和7年5月23日	①		③	④			⑦	①水抜穴に関する技術基準の強化 ③許可対象規模と同等 ④許可対象規模と同等
山形市	山形市規則第14号	令和7年4月1日	①						⑦	①排水施設の設計・施工に際しての流量計算についての規定 ⑦各種模式、省令7条1項12号及び2項10号の規則で定める書類、法21条1項による届出等の各手続に関する添付書類、法21条1項、40条1項の規定による届出工事の標識の掲出等を定めた
福島県	－	令和6年3月26日							⑦	⑦技術的基準の付加 「知事が別に定める技術的基準により、小段の設置その他適切な措置を講じなければならない」旨を追加（第10条、第24条）
福島市	規則第40号	令和6年9月1日	①				⑤	⑥	⑦	①政令第8条の規定による擁壁等に代わる措置、政令第16条1項3号に係る技術的基準を規定 ⑤⑥標高の差の値を50cmに緩和 ⑦省令第6条ただし書に基づき住民への周知方法を説明会開催によるものに限定する工事を規定。工事の段階に応じ工事状況の報告を求める段階報告を規定、適宜段階検査（現地確認）を行う。
栃木県	栃木県条例第40号	令和7年4月1日		②						②特定盛土等又は土石の堆積に関する規模を3000㎡から500㎡に引き下げ。
群馬県	－	令和7年5月26日							⑦	宅地造成及び特定盛土等規制法（以下「法」という。）、法施行令及び法施行規則の施行について必要な事項を規定
	－	令和7年5月26日							⑦	宅地造成等に関する工事の許可を申請する者等から徴収する手数料に関する必要事項を規定
前橋市	前橋市条例第21号	令和7年5月26日		②	③	④				②特定盛土等又は土石の堆積の許可対象規模を引き下げ（3,000㎡→1,000㎡） ③宅地造成等工事規制区域における中間検査の対象となる盛土又は切土の規模を引き下げ（3,000㎡→1,000㎡） ④宅地造成等工事規制区域における定期報告の対象となる土石の堆積の規模を引き下げ（3,000㎡→1,000㎡）
	前橋市規則第23号	令和7年5月26日					⑤	⑥	⑦	⑤盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差を緩和（30cm→1m） ⑥土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を緩和（30cm→1m） ⑦高さ15m超の盛土、切土をする場合は施行区域が3,000㎡超の場合は、説明会の開催を必須とする
高崎市	令和6年高崎市条例第60号	令和7年4月1日		②						②特盛区域で許可が必要な規模を宅造区域と同一に規定

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
高崎市	令和6年高崎市規則第52号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥	⑦	①法面の標準形状等及び擁壁等に代わる措置を規定 ⑤標高差の変更（30cmから1mへ） ⑥標高差の変更（30cmから1mへ） ⑦住民への周知方法の説明会開催の対象規模を追加
埼玉県	令和7年 埼玉県条例第十六号	令和7年7月1日		②						②特定盛土等規制区域の許可対象規模を引き下げて規制を強化し、宅地造成等工事規制区域と同一に規定。 (告示年月日令和7年3月28日)
	令和7年 埼玉県規則第七十号	令和7年7月1日	①						⑦	①擁壁等に代わる措置を規定 ①地盤に関する技術的基準の強化・付加を行い、「小段の設置規定」及び「安定計算を要する盛土」を規定。 ⑦身分証明書、着手の届出、軽微な変更の届出、定期の報告、廃止の届出の様式等 ⑦許可申請書の添付書類、適合証明書の申請方法の規定 (告示年月日令和7年3月28日)
さいたま市	さいたま市規則第36号	令和7年5月26日							⑦	⑦許可申請の手続等を追加、身分証明書等の様式等を規定、許可の申請等の添付書類等を規定
川越市	R7.2.20第94号	令和7年5月26日					⑤	⑥		⑤及び⑥省令第8条第9号及び第10号ロの規則で定める値を50センチメートルと規定
千葉県	千葉県規則第49号	令和7年3月31日	①							一 凹部等を有する土地において著しい盛土をする場合においては、適当な位置にコンクリート堰堤、枠等を盲暗渠とともに埋設し、かつ、盛土下端部分にすべり止め擁壁を設置しなければならない。 二 政令第16条第一項の規定により設置する排水施設の断面を決定する場合における計画流量の算定は、一時間当たり降雨量については五十ミリメートル以上の数値を用いて行なわなければならない。
柏市	市告示第116号	令和7年5月26日							⑦	⑦許可申請書の添付書類の追加
東京都	東京都条例第三十六号	規則で定める日 (令和6年7月31日)			③				⑦	③中間検査を要する規模の引き下げ、特定工程の追加 ⑦監督処分の公表、盛土規制法調書の調製・閲覧を規定
	東京都規則第八十一号	規則で定める日 (令和6年7月31日)	①						⑦	①法面の標準形状、任意設置擁壁の構造の制限等を規定 ⑦工事着手届、廃止届、定期報告の様式等
八王子市	条例第51号	令和6年7月31日			③				⑦	③中間検査を要する規模の引下げについて規定 ③特定工程の追加について規定 ⑦盛土規制法調書の調製・保管について規定 ⑦監督処分の公表について規定
	規則第44号	令和6年7月31日	①						⑦	①地盤、擁壁、土石の堆積などに関する技術基準の強化・付加について規定 ⑦監督処分の公表事項について規定
神奈川県	神奈川県条例第71号	令和7年4月1日		②						②特定盛土等規制区域の規制対象規模を宅地造成等工事規制区域と同規模に強化。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
神奈川県	神奈川県規則第3号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥	⑦	①盛土または切土をした後の地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加等 ⑤⑥標高差 1 mを超えない範囲内で知事が別に定める。 ⑦工事施工状況を把握するために必要な手続きの追加（工事着手の届出、工事廃止の届出、実施状況報告書の提出）。 許可申請書への添付書類の追加。
横浜市	横浜市規則第8号	令和7年4月1日	①				⑤			①法面の小段の設置、崖面崩壊防止施設等の設置条件、許可申請区域内の任意設置擁壁の構造、許可申請区域内の既存擁壁等の構造、土石の堆積に係る構造物等の設置条件、土石の流出を防止する措置、堆積する土石の勾配及び土砂災害特別警戒区域への土石の堆積の制限を規定 ⑤農地において行う高さ1メートル以下の盛土について規定
	・横浜市条例第48号 ・横浜市規則第10号	令和7年4月1日							⑦	⑦住民への周知の方法を規定
相模原市	相模原市条例第59号	令和7年4月1日		②	③	④			⑦	②政令第23条第5号の土地の面積の規模を500㎡超と規定 ③基盤排水層の設置等を中間検査に追加 ④土質定数、締固め度を報告事項に付加 ⑦住民への周知方法に戸別訪問を追加 ⑦500㎡超の土地において宅地造成等を行う場合に説明会の開催を規定
	相模原市規則第3号	令和7年4月1日	①				⑤			①地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加を規定 ⑤平地での標高差を 1 mに規定
横須賀市	横須賀市告示第43号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
新潟県	新潟県規則第29号	令和7年7月18日	①							①盛土又は切土をした後の地盤に変動が生じないよう、小段の設置その他の措置を規定
新潟市	新潟市規則第56号	令和7年7月18日					⑤	⑥		⑤1m ⑥1m
富山県	富山県規則第33号	令和8年4月1日							⑦	⑦大規模盛土（政令第7条第2項第2号に規定する盛土に関する）工事実施時における事前協議を義務付け
福井県	福井県規則第32号	令和7年3月31日					⑤	⑥	⑦	⑤標高差の変更（30cmから50cm） ⑥標高差の変更（30cmから50cm） ⑦施行規則にない様式等
福井市	福井市規則第43号	令和7年6月30日					⑤	⑥		⑤標高差50cm ⑥標高差50cm
山梨県	山梨県規則第7号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥	⑦	①擁壁等に代わる措置を規定 ①地盤について講ずる措置を規定 ①排水施設の設置の際に放流先の管理者と協議し、同意を得た上で、排水することを規定 ①工事中の災害防止措置を規定 ⑤⑥値を 1 mと規定 ⑦工事着手届、廃止等届、定期報告の様式等

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
甲府市	甲府市告示第14号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥	⑦	①擁壁等に代わる措置を規定 ①地盤について講ずる措置を規定 ①排水施設の設置の際に放流先の管理者と協議し、同意を得た上で、排水することを規定 ①工事中の災害防止措置を規定 ⑤⑥値を1mと規定 ⑦工事着手届、廃止等届、定期報告の様式等
岐阜県	岐阜県規則第19条	令和7年3月31日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
静岡県	静岡県条例第59号	令和7年5月26日		②		④			⑦	②特定盛土等規制区域における盛土等の許可対象規模を、宅地造成等工事規制区域と同一の規模まで引下げ ④定期報告における報告事項を追加 ⑦盛土規制法の執行に必要な手続き等の追加
	静岡県規則第32号	令和7年5月26日	①						⑦	①擁壁等に代わる措置等を規定 ⑦申請に係る添付書類、届出に伴う各種様式等の追加
静岡市	静岡市条例第14号	令和7年5月26日		②		④			⑦	②特定盛土等規制区域における許可を要する規模の引下げ ④定期の報告の報告事項の追加 ⑦工事の着手届、廃止届等、届出案件における変更届、完了届の追加、地位の承継に関する取り扱いについて追加
	静岡市規則第12号	令和7年5月26日	①						⑦	①擁壁に代わる措置、小段、法面勾配等の規定 ⑦各種手続きの添付書類の追加、様式の追加等
浜松市	令和7年浜松市条例第37号	令和7年5月26日		②						②特定盛土等規制区域における許可規模を宅地造成等工事規制区域と同規模に引下
	令和7年浜松市規則第54号	令和7年5月26日	①							①小段の設置、地盤の許容応力度、擁壁の構造、崖面崩壊防止施設の構造等を規定
名古屋市	名古屋市条例第45号	令和7年5月19日							⑦	⑦許可工事の取り止め等、工事の一部完了検査を追加
	名古屋市規則第6号	令和7年5月19日							⑦	⑦許可工事の取り止め等、工事の一部完了検査を追加
豊橋市	豊橋市告示第389号	令和7年1月1日							⑦	⑦工程の報告 (1) 練積み造の擁壁を設置する場合において、基礎を完了するとき (2) 鉄筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、配筋を完了するとき (3) 無筋コンクリート造の擁壁を設置する場合において、型枠を完了するとき (4) その他あらかじめ市長が指定する工程
豊田市	条例第72号	令和5年12月28日		②						②特定盛土等規制区域における宅地造成及び特定盛土等並びに土石の堆積の規模を強化・宅地造成等工事規制区域の規模（令第3条及び第4条）と統一
大津市	令和6年条例第65号	令和7年4月1日			③	④				③ 5m超の擁壁または崖面崩壊防止施設を設置する工事及び1.5mを超える盛土を行う工事の地盤の支持強度を確保するための工事を中間検査を行う工程に追加 ④ 災害を防止するための措置、盛土の材料（土質）及び盛土の締固め度を追加

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
京都府	昭和39年京都府規則第25号	昭和39年4月1日	①							① 擁壁の裏面に設ける透水層の厚さを規定 谷筋等の傾斜地における堰堤等の設置を規定 管渠の断面積算定に係る降雨強度等を規定 擁壁に代わる措置を規定
京都市	京都市規則第2号	令和6年4月8日	①						⑦	①擁壁等に代わる措置を規定 ⑦申請、届出に伴う各種様式の追加
大阪府		令和6年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
豊中市	—	令和6年4月1日	①							①排水施設の管渠の勾配及び断面積について、降雨量、流出係数を規定 ①擁壁等に代わる措置を規定
高槻市	令和6年高槻市規則30号	令和6年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定 ①排水施設の基準を規定
枚方市	枚方市規則第17号	令和6年4月1日	①						⑦	①擁壁等に代わる措置を規定 ②「届出工事の変更の届出」を規定 ⑦住民への周知方法に対面による説明を追加
兵庫県		令和7年4月1日	①							①擁壁の設置に代わる措置を規定
神戸市	神戸市規則第90号	令和6年4月1日							⑦	申請、届出に伴う各種様式の追加
奈良県	—	令和7年5月7日	①							①透水層の設置、谷筋又はわき水のある斜面において切土又は盛土を行う場合の地下排水暗渠、堅溝等の設置に関する規定を追加
和歌山県	和歌山県規則第48号	令和7年5月26日	①				⑤	⑥		①擁壁等に代わる措置を規定 透水層の厚さを規定 谷地形に盛土する場合の措置を規定 降雨強度及び流出係数について規定 省令第34条第1項第2号ロの「緩やか勾配」の法勾配を規定 小段の設置について規定 ⑤、⑥規定で定める値について「1m」とする ただし、平地盛土のうち、面積が3,000㎡未満のものに限る
和歌山市	和歌山市規則第43号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥		①擁壁の根入れ深さや降雨強度、流出係数等を規定 ⑤⑥1m（勾配1/10以下の土地に行う盛土（谷埋め盛土を除く）又は切土であって、その面積が3000平方メートル以下のものに限る。）を規定
鳥取県	鳥取県条例第43号	令和6年1月1日	①	②	③	④	⑤	⑥		①土砂を処分するための盛土をする場合の盛土勾配（27度以下）及び盛土が5mを超える場合等の小段について規定 ②③④政令に規定する規模「3,000㎡」を「2,000㎡」に引下げ ④報告事項として「土砂を搬入させた者の氏名及び住所」、「搬入した土砂の数量及び土砂の搬出元の土地の住所又は所在地」等を追加 ⑤⑥値を1mと規定
鳥取市	鳥取市条例第31号	令和6年1月1日	①	②	③	④	⑤	⑥		①土砂処分のための盛土に対して地表面角度の制限を規定。一定規模盛土に対する小段設置措置を規定。 ②盛土等の規模変更（面積3,000㎡から2,000㎡へ） ③盛土等の規模変更（面積3,000㎡から2,000㎡へ） ④盛土等の規模変更（面積3,000㎡から2,000㎡へ） ⑤標高差の変更（30cmから1mへ） ⑥標高差の変更（30cmから1mへ）

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
島根県	島根県規則第70号	令和7年10月1日					⑤	⑥		⑤⑥値を1mと規定
岡山県	令和7年岡山県規則第4号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
岡山市	岡山市告示273号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
倉敷市	倉敷市告示第151号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
広島県	広島県規則第58号	令和5年9月28日		②		④				②許可を要する特定盛土等又は土石の堆積の規模は、法第12条で規定する許可を要する規模と同様とした。 ④定期報告の期間は、工事の期間が3月未満のものに限り、四十五日とする。
広島市	広島市規則第58号	令和7年4月1日	①							①擁壁等に代わる措置を規定
	広島市条例第52号	令和7年4月1日		②						②特定盛土等の規模を規定 ②土石の堆積の規模を規定
呉市	呉市条例第51号	令和5年12月22日		②		④				②特定盛土及び土石の堆積の規模に付加規定 ④三月未満の工事に係る定期報告の期間の追加
	呉市規則第8号	令和6年3月19日	①							①雨水又は合流に係る排水施設の断面積の決定時における割増率を追加
福山市	福山市告示第240号	令和6年4月1日	①	②		④				①1時間の降雨量、流出係数、割増率の強化 ②特定盛土等規制区域についても宅地造成等工事規制区域と同等の規制に強化 ④定期報告を求める期間を3か月未満のものに限り、45日に強化
下関市	下関市規則第47号	令和7年4月1日					⑤	⑥		⑤「盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値」を50センチメートルとした。 ⑥「土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値」を50センチメートルとした。
松山市	令和6年松山市規則第84号	令和6年10月1日							⑦	⑦申請、届出に伴う各種様式の追加 ⑦排水施設の管渠の断面積について、降雨量及び流出係数を規定
高知市	高知市規則第60号	令和7年4月1日					⑤	⑥		⑤省令第8号第1項第9号に基づく標高差の値を50cmに変更 ⑥省令第8号第1項第10号に基づく標高差の値を50cmに変更
佐賀県	規則第51号	令和8年1月5日					⑤	⑥	⑦	⑤ 1mに規定 ⑥ 1mに規定 ⑦・宅地造成又は特定盛土等に関する工事の許可申請の添付書類に下記を追加 (1)工事主に当該工事を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類 (2)工事施行者に当該工事を完成するために必要な能力があることを証する書類 (3)排水施設の排水能力を証する書類 (4)土地の求積図 (5)その他知事が必要と認める書類 ・土石の堆積に関する工事の許可申請の添付書類に前記各号（(3)を除く。）を追加 ・宅地造成等に関する工事の届出の添付書類に前記(4)及び(5)号を追加

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく条例又は規則による付加規定状況

令和8年4月1日現在

地方 公共団体名	告示番号	施行年月日	条例又は規則による強化・付加等規定							備 考 (①～⑦の詳細を記載してください)
			① 工事の技術的基準等 (法第13条・政令第20条/法第31条・政令第30条)	② 特定盛土等又は土石の堆積の規模 (法第32条)	③ 中間検査を要する規模及び特定工程 (法第18条第4項/法第37条第4項)	④ 定期報告を要する規模、報告期間及び報告事項 (法第19条第2項/法第38条第2項)	⑤ 盛土又は切土をする前後の地盤面の標高差の値 (省令第8条第9号)	⑥ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差の値 (省令第8条第10号ロ)	⑦ その他 (※備考に記載)	
長崎県	規則第26号	令和7年4月8日	①				⑤	⑥		①1.基本方針2.技術指針（盛土計画、切土計画、排水計画）を規定 ⑤標高差の値を50cmと規定 ⑥標高差の値を50cmと規定
熊本県	告示第262号	令和7年4月1日					⑤	⑥		⑤標高の差の値を1 mと規定 ⑥標高の差の値を1 mと規定
鹿児島県	県規則第19号	令和7年5月1日					⑤	⑥	⑦	⑤50cmに規定 ⑥50cmに規定 ⑦・工事着手届出書等の追加を規定 ・添付書類の追加を規定 ・法令で規定されている手続に係る様式を規定 等
北九州市	告示第120号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥		①擁壁等に代わる措置を規定 ⑤標高差の値を50cmと規定 ⑥標高差の値を50cmと規定
福岡市	条例 告示第72号 規則 告示第53号	条例・規則 令和7年5月26日	①	②	③	④			⑦	① ・擁壁の設置を規定（盛土・切土に関わらず、高さ1 mを超える崖が生じる場合） ・雨水流出抑制施設の設置を規定 ②③④ 《規模の強化》 政令第23条第5号 3,000㎡→1,000㎡ 政令第25条第2項第1号 1,500㎡を削除 政令第25条第2項第2号 3,000㎡→1,000㎡ ④ 《報告事項》 ・盛土、切土の基礎地盤 ・盛土の材料 ・盛土の敷均し及び締固め ・土石の堆積に関する土石の土質 ・防災措置 ・壁面崩壊防止施設 ⑦ ・予定標識の設置 ・盛土等の進行管理
久留米市	久留米市規則第4号	令和8年4月1日					⑤	⑥		⑤標高差の値を1mと規定 ⑥標高差の値を1mと規定
佐世保市	佐世保市規則第55号	令和7年5月23日	①				⑤	⑥		①擁壁等に代わる措置、技術的基準の強化を規定 ⑤標高差の値を50cmと規定 ⑥標高差の値を50cmと規定
鹿児島市	告示第468号	令和7年4月1日	①				⑤	⑥		①擁壁等に代わる措置、技術的基準の強化を規定 ⑤ 50 c mに規定 ⑥ 50 c mに規定

【注意事項】

- 1 付加規定を条例又は規則により規定している場合に記入すること。
- 2 該当ない場合は、「告示番号」欄に「－」を記入すること。
- 3 「地方公共団体名」には、都道府県・指定都市・中核市の名称を記入すること。
- 4 1つの地方公共団体で複数の告示を行っている場合は、行を追加して記入すること。
- 5 その他の強化、付加等規定がある場合には「○」を記載するとともに、備考欄に内容を記入すること。

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和8年4月1日現在

[illegible]

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和8年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容												備 考
			① 法第12条・第30条 (許可)	② 法第15条・第34条 (許可の特例)	③ 法第17条・第36条 (完了検査等)	④ 法第18条・第37条 (中間検査)	⑤ 法第19条・第38条 (定期報告)	⑥ 法第21条・第40条 (届出)	⑦ 法第22条・第41条 (報告)	⑧ 法第23条・第42条 (改善命令)	⑨ 法第24条・第43条 (立入検査)	⑩ 法第25条・第44条 (報告徴取)	⑪ 法第27条 (特盛区域の届出)	⑫ 不法・危険盛土等 ハトール	⑬ その他 (※備考に記載)
埼玉県	飯能市、本庄市、熊谷市、行田市、所沢市、加須市、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、深谷市、上尾市、草加市、蕨市、戸田市、入間市、久喜市、三郷市、坂戸市、吉川市、三芳町、毛呂山町、小川町、松伏町	令和7年7月1日				○	○		○	○	○	○			○ ※すべてみなし許可工事関係に限る ※法第20条第2、3、4、5、6項 ※法第39条第2、3、4、5、6項
埼玉県	宮代町	令和8年4月1日				○	○		○	○	○	○			○ ※すべてみなし許可工事関係に限る ※法第20条第2、3、4、5、6項 ※法第39条第2、3、4、5、6項
千葉県	市川市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、印西市、白井市	令和7年5月26日				○	○				○				○ 監督処分（法第20条） ※すべて、都市計画法第29条の規定による許可を受けたものに限る。
東京都	23区及び町田市	規則で定める日 (令和6年7月31日)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○ ⑬ ※法第20条監督処分（略式代執行、行政代執行は除く）等ほぼ全ての事務を移譲 ・省令第八十八条の規定による証明書関連事務 ・東京都条例の規定による特定工程関連事務 ・東京都条例の規定による盛土規制法調書関連事務
神奈川県	鎌倉市	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			※法第12条第1項の事務は、土石の堆積に係る事務は除く
神奈川県	藤沢市、小田原市	令和7年4月1日				○	○								※法第15条第2項のみなし許可にあたる工事に限る。
	茅ヶ崎市、逗子市、三市、座間市、南足柄市、葉山町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	令和7年4月1日												○	※申請書等の受理及び県への送付
石川県	七尾市、小松市、加賀市、白山市、能美市、野々市市	令和7年1月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○ ※許可申請窓口業務
福井県	敦賀市、小浜市、勝山市、大野市、鯖江市、越前市、あわら市、坂井市	令和7年6月30日				○	○				○	○			○ ⑬法第20条に係るもの ※法第十五条第二項の規定により法第十二条第一項の許可を受けたものとみなされた工事に係るものに限る

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和8年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容												備 考	
			① 法第12条・第30条 (許可)	② 法第15条・第34条 (許可の特例)	③ 法第17条・第36条 (完了検査等)	④ 法第18条・第37条 (中間検査)	⑤ 法第19条・第38条 (定期報告)	⑥ 法第21条・第40条 (届出)	⑦ 法第22条・第41条 (勧告)	⑧ 法第23条・第42条 (改善命令)	⑨ 法第24条・第43条 (立入検査)	⑩ 法第25条・第44条 (報告徴収)	⑪ 法第27条 (特盛区域の届出)	⑫ 不法・危険盛土等 ハトール		⑬ その他 (※備考に記載)
山梨県	富士吉田市、都留市、 山梨市、大月市、 韮崎市、南アルプス市、 北杜市、甲斐市、 笛吹市、上野原市、 甲州市、中央市、 市川三郷町、早川町、 身延町、南部町、 富士川町、昭和町、 道志村、西桂町、 忍野村、山中湖村、 鳴沢村、富士河口湖 町、小菅村、丹波山村	令和7年4月1日												○	※窓口業務	
岐阜県	大垣市、 高山市、多治見市、 各務原市、可児市	令和7年4月1日				○	○				○	○				※法第十五条第二項の 規定により法第十二条第 一項の許可を受けたものと みなされた工事又は法第 三十四条第二項の規定 により法第三十条第一項 の許可を受けたものとみな された工事に係るものに限 る
愛知県	瀬戸市、半田市、 春日井市、豊川市、 碧南市、刈谷市、 安城市、西尾市、 犬山市、小牧市、 稲沢市、東海市、 大府市、知立市、田原 市	令和7年5月9日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
愛知県	津島市	令和7年5月9日				○	○							○	みなし許可に限る ※許可申請窓口業務	
	蒲郡市、常滑市、 江南市、新城市、 知多市、尾張旭市、 高浜市、岩倉市、 豊明市、日進市、 愛西市、清須市、 北名古屋、弥富市、 みよし市、あま市、 長久手市、東郷町、 豊山町、大口町、 扶桑町、大治町、 蟹江町、飛島村、 阿久比町、東浦町、 南知多町、美浜町、 武豊町、幸田町、 設楽町、東栄町、豊根 村	令和7年5月9日												○	※許可申請窓口業務	
滋賀県	近江八幡市 (平地部)	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○		⑦⑧⑨許可等した盛土の みで、既存盛土は除く	
滋賀県	近江八幡市 (平地部以外)	令和7年4月1日				○※	○※		○※	○※	○※	○※			※みなし許可対象のみ	
滋賀県	長浜市	令和7年4月1日				○※	○※					○※			※みなし許可対象のみ	

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和8年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容													備 考
			① 法第12条・第30条 (許可)	② 法第15条・第34条 (許可の特例)	③ 法第17条・第36条 (完了検査等)	④ 法第18条・第37条 (中間検査)	⑤ 法第19条・第38条 (定期報告)	⑥ 法第21条・第40条 (届出)	⑦ 法第22条・第41条 (報告)	⑧ 法第23条・第42条 (改善命令)	⑨ 法第24条・第43条 (立入検査)	⑩ 法第25条・第44条 (報告徴取)	⑪ 法第27条 (特盛区域の届出)	⑫ 不法・危険盛土等 ハトール	⑬ その他 (※備考に記載)	
滋賀県	米原市	令和7年4月1日				○※	○※					○※				※みなし許可対象のみ
京都府	全域（京都市除く）	令和8年3月26日	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	⑫は権限委譲ではなく協力 体制構築に該当
大阪府	茨木市、箕面市、和泉市	令和7年4月1日	○※1	○※1	○※1	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※2	○※1		○※5	※1 市街化区域内に限る ※2 ※1及び②各2項に係るもの ※5 旧宅造法の経過措置事務
	岸和田市、貝塚市	令和7年4月1日				○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3	○※3			○※5	※3 ②各2項に係るもの ※5 旧宅造法の経過措置事務
	松原市、藤井寺市、泉佐野市	令和7年4月1日				○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4	○※4			○※5	※4 ②各2項に係るもの (市街化区域内に限る) ※5 旧宅造法の経過措置事務
兵庫県	加古川市、宝塚市、川西市、三田市	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
兵庫県	指定都市、中核市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市以外の各市町	令和7年4月1日													○	※知事に提出される書類の受理に関する事務
奈良県	大和郡山市、天理市、橿原市、桜井市、五條市、御所市、生駒市、香芝市、葛城市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、川西町、明日香村、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、天川村、東吉野	令和7年5月7日	○		○	○	○	○							○	第16条 変更許可申請 (※左記該当項目と、上記事務については、許可・届出の「受理」事務のみの権限移譲)
	五條市、宇陀市、吉野町、下市町、天川村、東吉野村	令和7年5月7日	○		○	○	○	○					○		○	第28条 変更届出 第35条 変更許可申請 (※左記該当項目と、上記事務については、許可・届出の「受理」事務のみの権限移譲)
	高取町	令和8年1月1日	○		○	○	○	○							○	第16条 変更許可申請 (※左記該当項目と、上記事務については、許可・届出の「受理」事務のみの権限移譲)

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和8年4月1日現在

[illegible]

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく都道府県知事の事務処理の移譲状況

令和8年4月1日現在

都道府県名	移譲市町村名	移譲年月日	移譲した事務の内容												備 考
			① 法第12条・第30条 (許可)	② 法第15条・第34条 (許可の特例)	③ 法第17条・第36条 (完了検査等)	④ 法第18条・第37条 (中間検査)	⑤ 法第19条・第38条 (定期報告)	⑥ 法第21条・第40条 (届出)	⑦ 法第22条・第41条 (報告)	⑧ 法第23条・第42条 (改善命令)	⑨ 法第24条・第43条 (立入検査)	⑩ 法第25条・第44条 (報告徴取)	⑪ 法第27条 (特盛区域の届出)	⑫ 不法・危険盛土等 パトロール	
熊本県	全44市町村	令和7年4月1日	○	○	○	○	○	○※3項 及び4 項のみ					○		※許可申請窓口業務
大分県	別府市	令和7年5月1日	○ 法第 12条 土地の 形質 変更 (盛土・切 土)のみ ※	○ 法第 15条 (土地の形 質変 更 (盛土・切 土)のみ ※	○ 法第 17条 土地の形 質変 更 (盛土・切 土)のみ ※	○ 法第 18条 土地の形 質変 更 (盛土・切 土)のみ ※	○ 法第 19条 土地の形 質変 更 (盛土・切 土)のみ ※	○ 法第 21条 土地の形 質変 更 (盛土・切 土)のみ ※	○ 法第 22条 のみ	○ 法第 23条 のみ	○ 法第 24条 のみ	○ 法第 25条 のみ			⑬その他 施行規則第八十八条の規 定に基づく、確認済証の交 付を受けるために要する証明 書等の交付 ※宅地造成等工事規制区 域における宅地造成又は特 定盛土等に関する工事の許 可等の業務及び法第21 条届出業務
鹿児島県	長島町	令和7年5月1日	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	長島町・中核市を除く全 市町村(41市町村)	令和7年5月1日	○										○		※許可申請窓口業務

- 【注意事項】
- 1 都道府県知事の事務処理を移譲している場合に、都道府県のみ記入すること。(指定都市、中核市は回答不要。)
 - 2 該当ない場合は、「移譲市町村名」欄に「-」を記入すること。
 - 3 移譲した事務の内容に該当する項目がある場合に「○」を記入すること。
 - 4 「不法・危険盛土等パトロール」の欄には、法に基づくものではないものの、市町村等への移譲又は協力体制構築している場合に「○」を記入すること。
 - 5 その他の移譲項目がある場合には「○」を記載するとともに、備考欄に内容を記入すること。